

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	鳴鹿地区 (東二ツ屋・上金屋・楽間・為安・寄永・下久米田上・下久米田下・上久米田・近庄・六呂瀬・金元)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・今後10年にわたって規模縮小の意向のある農地は26.9haあり、今後中心経営体が引き受ける意向がある農地18.5haを上回っているため、新たな受け手を確保していく必要がある。

・70歳以上の農業者が耕作する面積は40.3haであり、うち後継者不在の農地面積が38.4haとほとんどを占めるため、後継者を確保していくことが大きな課題となっている。

・農地の保全・管理の部分で鳥獣被害防止対策についても大きな課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻、大麦、そばの土地利用型作物の栽培を中心とした農業を、認定農業者、集落営農組織、及び認定新規就農者が中心となって行う。

・土地利用作物の栽培にあたっては、集落の内外の話し合いを中心として、団地化の取り組みを行う。

・東二ツ屋集落、上金屋集落、下久米田集落においては、多面的機能支払制度を活用し、地域住民による農地の維持管理活動を継続する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	140 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	118 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の賃貸借に関しては、農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
昭和47年に完了した経営体基盤育成整備事業により農用地の区画化はある程度完了しているといえる。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外の経営体が農業を行っているため、地域内外の農業者で連携を取りつつ、経営安定を図っていくこととする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ・山間部に近い集落が多いため、金網柵や檻の設置をはじめとする鳥獣被害防止対策に取り組み、農地の保全・管理等を行っている。
- ・一部の集落では、多面的機能支払制度を活用することで農地の保全・管理等を行っている。
- ・地域の農業者によって、スマート農業機械を活用し、作業の効率化を図っている。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	友末 (友末)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・70歳以上の農業者が耕作する面積は8.5haあり、耕作の継続について定期的な確認が必要である。
・70歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積(0.2ha)を、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積(4ha)が上回っており、現状では担い手は十分に確保できているといえる。しかし、今後10年にわたって規模縮小の意向のある農地5.3haについては、どのように担い手が引き受けていくか検討していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻、そば、大麦の土地利用型作物の栽培を中心とした農業を、認定農業者が中心となって行う。
・土地利用作物の栽培にあたっては、集落の内外の話し合いを中心として、団地化の取り組みを行う。
・多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持管理活動を継続する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	25 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	25 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の賃貸借に関しては、農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
昭和47年に完了した土地改良事業により農用地の区画化はある程度完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外の経営体が農業を行っているため、地域内外の農業者で連携を取りつつ、経営安定を図っていくこととする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

・多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持管理活動を継続している。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	坪ノ内 (坪ノ内)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・今後10年にわたって規模縮小の意向のある農地は0.01haである。
- ・70歳以上の農業者が耕作する面積は0.01haあり、耕作の継続について定期的に確認する必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻、そば、野菜の土地利用型作物の栽培を中心とした農業を、認定農業者、集落営農組織が中心となつて行う。
- ・土地利用作物の栽培にあたっては、集落の中の話し合いを中心として団地化の取り組みを行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	27 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	27 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
今後の計画の見直しを見据え、現状を維持しつつ、農地の集積先は担い手を基本としつつ、集約については農地の利用者も含め効率の良い営農が可能となるよう、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の賃貸借に関しては、農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
昭和47年に完了した土地改良事業により農用地の区画化はある程度完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外の経営体が農業を行っているため、地域内外の農業者で連携を取りつつ、経営安定を図っていくこととする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦多面的機能支払制度を活用し、地域住民による農地の維持管理活動を継続している。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	北横地 (北横地)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・70歳以上の農業者が耕作する面積は4.17haあり、耕作の継続について定期的に確認する必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻、そば、野菜の土地利用型作物の栽培を中心とした農業を、認定農業者、集落営農組織が中心となって行う。
・土地利用作物の栽培にあたっては、集落の中の話し合いを中心として、団地化の取り組みを行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	58 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	50 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の賃貸借に関しては、農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
昭和41年に完了した丸岡土地改良事業により農用地の区画化はある程度完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外の経営体が農業を行っているため、地域内外の農業者で連携を取りつつ、経営安定を図っていくこととする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

0

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)
地域名 (地域内農業集落名)	丸岡町礪部地区 (南横地・羽崎・宇随・礪部福庄・礪部新保・礪部島・四郎丸・今市・下安田・八丁)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・今後10年にわたって規模縮小の意向のある農地は13.8haである。
・70歳以上の農業者が耕作する面積は40haあり、耕作の継続について定期的に確認する必要がある。
・規模縮小の意向のある農地面積(13.8ha)、70歳以上で後継者未定の耕作者の農地面積(17.6ha)に対して、今後農業を担うものが引き受ける意向のある農地面積が57haあり、現状では担い手は十分確保されているといえる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻、大麦、そばの土地利用型作物の栽培を中心とした農業を、認定農業者、集落営農組織が中心となって行う。
・土地利用作物の栽培にあたっては、集落の中の話し合いを中心として、団地化の取り組みを行う。
・国営かんがい排水事業による農業用水を最大限に活用し、より高品質な農産物の生産に取組み、高付加価値化を図る

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	125 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	79 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の賃貸借に関しては、農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
昭和45年に完了した土地改良事業により、農用地の区画化はある程度完了しているといえる。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外の経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内外の農業者で連携を取りつつ、経営安定を図っていくこととする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦地域住民による、農地の維持管理活動のため、一部の集落(下安田集落、今市集落)では、多面的機能支払制度を活用することで農地の保全・管理等を行っている。他の集落についても同事業の活用を検討する。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	四ツ屋 (四ツ屋)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・今後10年にわたって規模縮小の意向のある農地は4.6haある。
- ・70歳以上の農業者が耕作する面積は15.8haと地域の農地の7割を超えており、耕作の継続について定期的に確認する必要がある。
- ・70歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積(6ha)が、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積(2ha)を上回っており、現状では担い手は十分に確保されているといえず、新たな受け手の確保が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻、そば、大麦の土地利用型作物の栽培を中心とした農業を、認定農業者が中心となって行う。
- ・土地利用作物の栽培にあたっては、集落の中の話し合いを中心として、団地化の取り組みを行う。
- ・多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持管理活動を継続する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	21 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	20 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の賃貸借に関しては、農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
昭和40年に完了した土地改良事業により農用地の区画化はある程度完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内の経営体が農業を行っているため、地域内の農業者で連携を取りつつ、経営安定を図っていくこととする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

・多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持管理活動を継続している。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	熊堂 (熊堂)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・70歳以上の農業者が耕作する面積は0.01haあり、耕作の継続について定期的に確認する必要がある。
・70歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積(0.01ha)と今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積(0.01ha)は同様の値となっており、現状では担い手はある程度確保されているといえるが、将来に向けた検討は必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻、そば、野菜の土地利用型作物の栽培を中心とした農業を、認定農業者、集落営農組織が中心となっていく。
・土地利用作物の栽培にあたっては、集落の中の話し合いを中心として団地化の取り組みを行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	13 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の賃貸借に関しては、農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
昭和47年に完了した丸岡土地改良事業により農用地の区画化はある程度完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外の経営体が農業を行っているため、地域内外の農業者で連携を取りつつ、経営安定を図っていくこととする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

②水稻の生産においては、エコファーマーの認定を受け、減農薬・減化学肥料栽培による付加価値向上を目指す。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	反保 (反保)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・今後10年にわたって規模縮小の意向のある農地はないが、今後中心経営体が引き受ける意向がないため、新たな受け手を確保していく必要がある。

・70歳以上の農業者が耕作する面積は6.8haと集落の農地面積のほとんどであるため、後継者を確保していくことが大きな課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻、そば、大麦の土地利用型作物の栽培を中心とした農業を、認定農業者が中心となって行う。

・土地利用作物の栽培にあたっては、集落の内外の話し合いを中心として、団地化の取り組みを行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の賃貸借に関しては、農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
昭和45年に完了した経営体基盤育成整備事業により農用地の区画化はある程度完了しているといえる。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外の経営体が農業を行っているため、地域内外の農業者で連携を取りつつ、経営安定を図っていくこととする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

0

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	上安田 (上安田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・今後10年にわたって規模縮小の意向のある農地は1.7haである。
- ・70歳以上の農業者が耕作する面積は15.9haあり、耕作の継続について定期的に、確認する必要がある。
- ・70歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積(0.9ha)よりも、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積(9.5ha)のほうが多く、現状では担い手は十分に確保されているといえるが、将来に向けた検討は必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻、大麦、そばの土地利用型作物の栽培を中心とした農業を、認定農業者、農農事組合法人が中心となって行う。
- ・土地利用作物の栽培にあたっては、集落の中の話し合いを中心として、団地化の取り組みを行う。
- ・多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持管理活動を継続する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	38 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	26 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の賃貸借に関しては、農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
昭和45年に完了した土地改良事業により農用地の区画化はある程度完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外の経営体が農業を行っているため、地域内外の農業者で連携を取りつつ、経営安定を図っていくこととする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ③ 大区画化の農地を活用したスマート農業に取り組む
 ⑦ 農業者以外が農地に関わる機会を増やすため、多面的機能支払制度を活用した、地域住民による、農地の維持、保全、管理活動を継続する

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	安田新 (安田新)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・今後10年にわたって規模縮小の意向のある農地は1.6haである。
- ・70歳以上の農業者が耕作する面積は3haあり、耕作の継続について定期的に、確認する必要がある。
- ・70歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積(1.6ha)を、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積(15ha)が上回っており、現状では担い手は十分に確保されているといえる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻、大麦、そばの土地利用型作物の栽培を中心とした農業を、認定農業者、集落営農組織が中心となって行う。
- ・土地利用作物の栽培にあたっては、集落の中の話し合いを中心として、団地化の取り組みを行う。
- ・多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持管理活動を継続する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	28 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	23 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の賃貸借に関しては、農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
昭和45年に完了した土地改良事業により農用地の区画化はある程度完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内の経営体を中心に農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内の農業者で連携を取りつつ、経営安定を図っていくこととする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ・地域内の農業者を中心に減農薬、農薬不使用の畦畔除草に取り組んでいる。
- ・多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持管理活動を継続している。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	丸岡町儀間 (儀間)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・今後10年にわたって規模縮小の意向のある農地は1haである。
- ・規模縮小の意向のある農地面積(1ha)があるが、現状では担い手は十分に確保されている。
- ・後継者不在の農業者の面積も5.6haあり、中心経営体が引き受けていただくのがベストだが、将来に向けた検討は必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稲、大麦、そばの土地利用型作物の栽培を中心とした農業を、認定農業者、集落営農組織が中心となっていく。
- ・土地利用作物の栽培にあたっては、集落の中の話し合いを中心として、団地化の取り組みを行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	29 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	28 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の賃貸借に関しては、農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
昭和47年に完了した土地改良事業により農用地の区画整理は完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内で多様な経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内の農業者の経営安定を図ることを第一とする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】
0

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	丸岡町牛ヶ島 (牛ヶ島)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・今後10年にわたって規模縮小の意向のある農地は2.1haのみである。
- ・70歳以上の農業者が耕作する面積は27.4haあり、耕作の継続について定期的に、確認する必要がある。
- ・70歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積(10.8ha)と規模縮小の意向のある農地(2.1ha)よりも、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積(12ha)のほうが多く、現状では担い手は十分に確保されているといえないため、将来に向けた検討が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻、大麦、そばの土地利用型作物の栽培を中心とした農業を、認定農業者、集落営農組織が中心となって行う。
- ・土地利用作物の栽培にあたっては、集落の中の話し合いを中心として、団地化の取り組みを行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	35 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	33 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
昭和47年に完了した土地改良事業により農用地の区画整理は完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外の多様な経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内外の農業者の経営安定を図ることを第一とする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】
0

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	高瀬 (高瀬)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・今後10年にわたって規模縮小の意向のある農地はない。
- ・現状では担い手は十分に確保されているといえるが、将来に向けた検討は必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻、大麦、そばの土地利用型作物の栽培を認定農業者、集落営農組織が中心となって行う。
- ・地域の農業者が離農する場合は、地域の中心経営体に集積していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	22 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	21 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
昭和45年に完了した土地改良事業により農用地の区画整理は完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内で多様な経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、農業者の経営安定を図ることを第一とする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦ 多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持、保全、管理活動を継続する

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	0 (豊原高瀬)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・70歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積(3.6ha)があり現状では担い手は十分に確保されているといえないため、将来に向けた検討が必要。
・耕作の継続について定期的に、確認する必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻、大麦、そばの土地利用型作物の栽培を中心とした農業を、認定農業者、集落営農組織が中心となって行う。
・土地利用作物の栽培にあたっては、集落の中の話し合いを中心として、団地化の取り組みを行う。
・多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持管理活動を継続する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
昭和47年に完了した土地改良事業により農用地の区画整理は完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内で多様な経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内の農業者の経営安定を図ることを第一とする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦ 多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持、保全、管理活動を継続する

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	四ツ柳 (四ツ柳)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・今後10年にわたって規模縮小の意向のある農地は0.6haのみである。
・70歳以上の農業者のうち後継者未定の農業者の農地面積は0.6haであるが、現状では担い手は十分に確保されているといえる。しかし、将来に向けた検討は必要。
・地域内の農業を担う者の中には個人農家も含まれているため、個人農家が農業を続けていくことができる制度等について検討を進める。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻、大麦、そばの土地利用型作物の栽培を中心に、認定農業者、集落営農組織が中心となって行う。
・土地利用作物の栽培にあたっては農家組合長が中心になり、団地化の取り組みを行う。
・地域の農業者が離農する場合は、地域の中心経営体に集積していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	31 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	29 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため、地域内で検討を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

昭和45年に完了した土地改良事業により農用地の区画整理は完了している。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内で多様な経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、農業者の経営安定を図ることを第一とする。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ② 減農薬・減化学肥料栽培に取り組むことで福井米の高付加価値化を進める。
- ⑦ 多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持、保全、管理活動を継続する

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	丸岡町 (油為頭)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・今後10年にわたって規模縮小の意向のある農地は0.2haのみである。
- ・70歳以上の農業者が耕作する面積は3.9haあり、耕作の継続について定期的に確認する必要がある。
- ・70歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積(0.6ha)があるが、現状では担い手は十分に確保されているといえる、しかし将来に向けた検討は必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻、大麦、そばの土地利用型作物の栽培を中心とした農業を、認定農業者、集落営農組織、及び認定新規就農者が中心となって行う。
- ・土地利用作物の栽培にあたっては、集落の中の話し合いを中心として、団地化の取り組みを行う。
- ・多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持管理活動を継続する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	20 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	19 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
昭和47年に完了した土地改良事業により農用地の区画整理は完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内で多様な経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内の農業者の経営安定を図ることを第一とする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦ 多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持、保全、管理活動を継続する

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	丸岡町板倉 (板倉)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・今後10年にわたって規模縮小の意向のある農地は4.7haのみである。
- ・70歳以上の農業者が耕作する面積は5haあり、耕作の継続について定期的に確認する必要がある。
- ・70歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積(4ha)があるが、現状では担い手は十分に確保されているといえる、しかし将来に向けた検討は必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻、大麦、大豆、そばの土地利用型作物の栽培を中心とした農業を、認定農業者、集落営農組織が中心となっていく。
- ・土地利用作物の栽培にあたっては、集落の中の話し合いを中心として、団地化の取り組みを行う。
- ・多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持管理活動を継続する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	37 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	35 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
昭和47年に完了した土地改良事業により農用地の区画整理は完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外の経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内外の農業者で連携を取りつつ、経営安定を図っていくこととする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦ 多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持、保全、管理活動を継続する

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	丸岡町 (野中山王)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・今後10年にわたって規模縮小の意向のある農地は0.4haのみである。
- ・70歳以上の農業者が耕作する面積は5.4haあり、耕作の継続について定期的に確認する必要がある。
- ・70歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積(4.4ha)があるが、現状では担い手は十分に確保されているといえる。しかし将来に向けた検討は必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稲、大麦、そばの土地利用型作物の栽培を中心とした農業を、認定農業者、集落営農組織が中心となっていく。
- ・土地利用作物の栽培にあたっては、集落の中の話し合いを中心として、団地化の取り組みを行う。
- ・多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持管理活動を継続する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	26 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	24 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
昭和47年に完了した土地改良事業により農用地の区画整理は完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外の経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内外の農業者で連携を取りつつ、経営安定を図っていくこととする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ① 鳥獣害対策のために設置した、金網柵などの設備の点検作業を継続して実施する
- ⑦ 多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持、保全、管理活動を継続する

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	丸岡町大森 (大森)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・今後10年にわたって規模縮小の意向のある農地は2haのみである。
・70歳以上の農業者が耕作する面積は8.96haあり、耕作の継続について定期的に、確認する必要がある。
・70歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積(1.2ha)と、今後10年にわたって規模縮小の意向のある農地面積(2ha)よりも、今後中心経営体が引き受けざる意向のある耕作面積(8ha)のほうが多く、現状では担い手は十分に確保されているといえるが、将来に向けた検討は必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻、大麦、大豆、そば、米粉、飼料用米の土地利用型作物の栽培を中心とした農業を、認定農業者、集落営農組織が中心となって行う。
・土地利用作物の栽培にあたっては、集落の中の話し合いを中心として、団地化の取り組みを行う。
・多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持管理活動を継続する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	27 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	26 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
昭和47年に完了した土地改良事業により農用地の区画整理は完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外の経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内外の農業者で連携を取りつつ、経営安定を図っていくこととする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ① 鳥獣害対策のために設置した、金網柵などの設備の点検作業を継続して実施する
- ⑦ 多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持、保全、管理活動を継続する

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	丸岡町 (山崎三ヶ)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・70歳以上の農業者が耕作する面積が2.6haあり、後継者も不在なため、耕作の継続について定期的に確認する必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻の生産においては、全農家がエコファーマーの認定を受け、減農薬・減化学肥料栽培による付加価値向上を目指す。
・生産調整を集落のブロックローテーションで取組んでおり、これからも地域の中心となる経営体を中心となってこの集落全体の取組を維持していく。
・中心となる経営体以外の農業者は、水稻以外の作物については、ブロックローテーションに協力することで、集落全体での生産を継続し生産性の向上に協力する。また、水稻については自身で耕作を行い、集落の農地を維持することに努める。
・農業の継続が困難となった場合には、本計画の見直しを行い、自己の所有する農地周辺の地域の中心となる経営体の農地の集積状況を勘案し、最適な経営体に農地の集積を行っていく。
・農地の提供者は提供後も定期的に、提供した農地が適正に管理されていることの確認を行うことで、集落の農業を集落全体で支えていく仕組みづくりに寄与する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	30 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	29 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
昭和44年に完了した県営圃場整備事業により農用地の区画整理は完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内で多様な経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内の農業者の経営安定を図ることを第一とする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

②水稻については、エコファーマーの認定を受け、減農薬・減化学肥料栽培による付加価値向上を目指す。

⑦ 多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持、保全、管理活動を継続する

坂 農 第 1 3 1 5 号
令 和 7 年 2 月 4 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (1 8 2 1 0 9)	
地域名 (地域内農業集落名)	丸岡町 (未政)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・今後10年にわたって規模縮小の意向のある農地は0.08haのみである。
- ・70歳以上の農業者が耕作する面積は0.35haあり、耕作の継続について定期的に確認する必要がある。
- ・70歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積（0.18ha）があり、将来に向けた検討が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻、大麦、大豆、そば、飼料用米、米粉用米などの土地利用型作物の栽培を中心に、ブロッコリーなどの園芸作物の他、施設によるミディトマトなど多様な農業を認定農業者、集落営農組織が中心となって行う。
- ・土地利用作物の栽培にあたっては、集落の中の話し合いを中心として、団地化の取り組みを行う。
- ・多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持管理活動を継続する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	39 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	32 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため、地域内で検討を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
昭和47年に完了した土地改良事業により農用地の区画整理は完了している。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外の経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内外の農業者で連携を取りつつ、経営安定を図っていくこととする。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】
⑦ 多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持、保全、管理活動を継続する

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	丸岡町新聞 (新聞)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・担い手の集積率は80%を超えており、そのほとんどが地域内の法人及び認定農業者に集積されている。
- ・70歳以上の農業者が耕作する面積のうち、後継者不在の農地はない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻、大麦、そばの土地利用型作物の栽培を、地域の農業者が連携し行う。
- ・土地利用作物の栽培にあたっては、農家組合長が中心となり、団地化の取り組みを行う。
- ・大麦、そばの栽培にあたっては、認定農業者が中心となっていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
利用者が離農する際には、利用者の意見を踏まえつつ、地域内の担い手に農地の集積を進めることを基本とする。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の賃貸借に関しては、農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
昭和45年に完了した土地改良事業により農用地の区画整理は完了している。用水のパイプライン化も完了しており、今後もこれらの資産を活用しながら営農を継続する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内で多様な経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内の農業者の経営安定を図ることを第一とする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ③ スマート農業を積極的に導入し、作業の効率化を図る
 ⑦ 農業者以外が農地に関わる機会を増やすため、多面的機能支払制度を活用した、地域住民による、農地の維持、保全、管理活動を継続する

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	丸岡町一本田福所 (一本田福所)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・担い手の集積率は70%を超えており、そのほとんどが1法人に集積されている。
- ・規模縮小などの意向のある農地面積が6.5haあるが、引き受け意向のある農地面積が上回っている。
- ・70歳以上の農業者が耕作する面積のうち、後継者不在の農地が1.9haあるが、規模縮小などの意向を示している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻、大麦、そばの土地利用型作物の栽培を、地域の農業者が連携し行う。
- ・土地利用作物の栽培にあたっては、農家組合長が中心となり、団地化の取り組みを行う。
- ・大麦、そばの栽培にあたっては、認定農業者が中心となっていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	46 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	40 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

利用者が離農する際には、利用者の意見を踏まえつつ、地域内の法人に農地の集積を進めることを基本とする。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地の賃貸借に関しては、農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

昭和36年度に完了した土地改良事業により区画整理は完了している。畦畔の除去等による区画の拡大に引き続き取り組む。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内で多様な経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内の農業者の経営安定を図ることを第一とする。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③ 自動操舵システムなどのスマート農業を積極的に導入し、作業の効率化を図る

⑦ 農業者以外が農地に関わる機会を増やすため、多面的機能支払制度を活用した、地域住民による、農地の維持、保全、管理活動を継続する

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	丸岡町一本田中 (一本田中)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・担い手の集積率は80%に近く、農地の集積は進んでいる。
- ・70才以上で後継者未定の農業者の農地面積が2.7haあるが、今後中心経営体が引き受けきる意向のある農地面積が2.0haであり、今後の農地の受け手について確認していく必要がある。
- ・規模縮小を希望する農業者はなく、地域の農地を安定して経営していけるといえる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻、大麦、そばの土地利用型作物の栽培を、地域の農業者が連携し行う。
- ・土地利用作物の栽培にあたっては、農家組合長が中心となり、団地化の取り組みを行う。
- ・大麦、そばの栽培にあたっては、認定農業者が中心となっていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	29 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	28 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
利用者が離農する際には、利用者の意見を踏まえつつ、地域内の担い手に農地の集積を進めることを基本とする。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の賃貸借に関しては、農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
昭和51年に完了した土地改良事業により農用地の区画整理は完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内で多様な経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内の農業者の経営安定を図ることを第一とする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
③スマート農業の導入に積極的に取組み、作業の効率化を図る。				
⑦ 農業者以外が農地に関わる機会を増やすため、多面的機能支払制度を活用した、地域住民による、農地の維持、保全、管理活動を継続する				

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	丸岡町一本田 (一本田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・規模縮小を希望する農業者はなく、地域の農地を安定して経営していけるといえる。
・70才以上で後継者未定の農業者の農地面積が8.7haあるが、今後中心経営体が引き受けきる意向のある農地面積が13.2haあり、担い手は十分に確保されているといえる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・田島川が近く、排水が十分ではないため、近年の降水量の状況によっては、浸水の被害もあるため、主食用水稻や飼料用米など、水稻の生産を主体とした農業を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	21 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	18 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の賃貸借に関しては、農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
昭和51年に完了した土地改良事業により農用地の区画整理は完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内で多様な経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内の農業者の経営安定を図ることを第一とする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦ 農業者以外が農地に関わる機会を増やすため、多面的機能支払制度を活用した、地域住民による、農地の維持、保全、管理活動を継続する

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)
地域名 (地域内農業集落名)	丸岡町舟寄1区～4区 (舟寄1区・舟寄2区・舟寄3区・舟寄4区・笹和田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・担い手の集積率は80%に近く、農地の集積は進んでいる。
- ・70歳以上の農業者が耕作する面積が地域の農地の3分の2を占めるが、後継者については目途が立っており、今後も意向を確認していく必要がある。
- ・規模縮小を希望する農業者はなく、地域の農地を安定して経営していけるといえる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻、大麦、大豆、そばの土地利用型作物の栽培を中心とした農業を認定農業者、集落営農組織、及び認定新規就農者が中心となっていく。
- ・土地利用作物の栽培にあたっては、農家組合長が中心となり、団地化の取り組みを行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	118 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	113 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の賃貸借に関しては、農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
土地改良事業により、ある程度の大区画化は完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内で多様な経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内の農業者の経営安定を図ることを第一とする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ③ 大区画化の農地を有効に活用するためスマート農業を積極的に導入する
 ⑦ 農業者以外が農地に関わる機会を増やすため、多面的機能支払制度を活用した、地域住民による、農地の維持、保全、管理活動を継続する

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	丸岡町舟寄5区 (舟寄5区)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・担い手の集積率は80%を超えており、そのほとんどが地域内の法人及び認定農業者に集積されている。
- ・70歳以上の農業者が耕作する面積のうち、後継者不在の農地はないが、農地の引き受け手の検討は必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻、大麦、そばの土地利用型作物の栽培を、地域の農業者が連携し行う。
- ・土地利用作物の栽培にあたっては、農家組合長が中心となり、団地化の取り組みを行う。
- ・大麦、そばの栽培にあたっては、認定農業者が中心となっていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	36 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	36 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の賃貸借に関しては、農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
平成6年度に完了した土地改良事業により基盤整備は完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内で多様な経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内の農業者の経営安定を図ることを第一とする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ③ 大区画化の農地を有効に活用するためスマート農業を積極的に導入する
 ⑦ 農業者以外が農地に関わる機会を増やすため、多面的機能支払制度を活用した、地域住民による、農地の維持、保全、管理活動を継続する

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	丸岡町長崎 (長崎)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・担い手の集積率は70%を超えており、そのほとんどが地域内の法人及び認定農業者に集積されている。
- ・規模縮小や70歳以上の農業者が耕作する農地のうち、後継者不在の農地が0.6haあるが、担い手の引き受け意向が1.5haあり、担い手は十分確保できているといえる。
- ・地域の担い手と担い手以外の農業者が地域農業をどのように担って行くかの確認は必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・国営かんがい排水事業や県営事業により用水路のパイプライン化が完了している。
- ・水稻、大麦、そばの土地利用型作物の栽培を、地域の農業者が連携し行う。
- ・土地利用作物の栽培にあたっては、農家組合長が中心となり、団地化の取り組みを行う。
- ・大麦、そばの栽培にあたっては、認定農業者が中心となっていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	24 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	22 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
利用者が離農する際には、利用者の意見を踏まえつつ、地域内の担い手に農地の集積を進めることを基本とする。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の賃貸借に関しては、農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
昭和51年に完了した土地改良事業により農用地の区画整理は完了している。用水のパイプライン化も完了しており、今後もこれらの資産を活用しながら営農を継続する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内で多様な経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内の農業者の経営安定を図ることを第一とする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③スマート農業の導入に積極的に取組み、作業の効率化を図る。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	丸岡町ハツロ (ハツロ)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・担い手の集積率は80%を超えており、そのほとんどが地域内の法人及び認定農業者に集積されている。
- ・70歳以上の農業者が耕作する面積のうち、後継者不在の農地はないが、農地の引き受け手の検討は必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稲、大麦、大豆、そばの土地利用型作物の栽培を、地域の農業者が連携し行う。
- ・土地利用作物の栽培にあたっては、農家組合長が中心となり、団地化の取り組みを行う。
- ・大麦、大豆、そばの栽培にあたっては、認定農業者が中心となって行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	50 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	47 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
利用者が離農する際には、利用者の意見を踏まえつつ、地域内の担い手に農地の集積を進めることを基本とする。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の賃貸借に関しては、農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
昭和51年に完了した土地改良事業により農用地の区画整理は完了している。用水のパイプライン化も完了しており、今後もこれらの資産を活用しながら営農を継続する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内で多様な経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内の農業者の経営安定を図ることを第一とする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③ 自動操舵システムなどのスマート農業を積極的に導入し、作業の効率化を図る

⑦ 農業者以外が農地に関わる機会を増やすため、多面的機能支払制度を活用した、地域住民による、農地の維持、保全、管理活動を継続する

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	丸岡町高柳 (高柳)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・担い手の集積率は40%にとどまっているが、大麦等の作付けについては作業委託を行っている。
- ・規模縮小や70歳以上の農業者が耕作する農地のうち、後継者不在の農地はない。
- ・地域の担い手と担い手以外の農業者が地域農業をどのように担って行くかの確認は必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・国営かんがい排水事業や県営事業により用水路のパイプライン化が完了している。
- ・水稻、大麦、そばの土地利用型作物の栽培を、地域の農業者が連携し行う。
- ・土地利用作物の栽培にあたっては、農家組合長が中心となり、団地化の取り組みを行う。
- ・大麦、そばの栽培にあたっては、認定農業者が中心となっていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	21 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	20 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域の担い手、非担い手の意見を集約しながら検討を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の賃貸借に関しては、農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
昭和51年に完了した土地改良事業により農用地の区画整理は完了している。また、国営かんがい排水事業や県営事業による用水路のパイプライン化も完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内で多様な経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内の農業者の経営安定を図ることを第一とする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ③ ドローンなどを活用したスマート農業を、積極的に導入する。
- ⑦ 農業者以外が農地に関わる機会を増やすため、多面的機能支払制度を活用した、地域住民による、農地の維持、保全、管理活動を継続する

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	丸岡町吉政 (吉政)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・担い手は十分に確保されているといえる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻の栽培を中心とした農業を、認定農業者、集落営農組織が中心となって行う。
・土地利用作物の栽培にあたっては、集落の中の話し合いを中心として、団地化の取り組みを行う。
・多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持管理活動を継続する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	32 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	29 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて地域内で検討を進め、現状維持を目指す。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の賃貸借に関しては、農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
昭和51年に完了した経営体基盤育成整備事業により農用地のある程度の区画化は完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内で多様な経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内の農業者の経営安定を図ることを第一とする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ・多面的機能支払制度を活用し、農地の維持管理活動をおこなっている。
- ・③、⑧については検討していく。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	丸岡町寅国 (寅国)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・70歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積(0.06ha)が、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積(0.00ha)を上回っており、現状では担い手は十分に確保されているといえず、新たな受け手の確保が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻および大麦の栽培を中心とした農業を、認定農業者が中心となって行う。
・土地利用作物の栽培にあたっては、集落の中の話し合いを中心として、団地化の取り組みを行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の賃貸借に関しては、農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
昭和51年に完了した経営体基盤育成整備事業により農用地のある程度の区画化は完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内で多様な経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内の農業者の経営安定を図ることを第一とする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

0

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	丸岡町宇田 (宇田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・70歳以上で後継者未定の農業者の農地面積がなく、今後中心経営体を引き受けきる意向のある農地面積が12.0haあり、担い手は確保されているといえる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻および大麦の栽培を中心とした農業を、認定農業者や集落営農組織が中心となって行う。
・土地利用作物の栽培にあたっては、集落の中の話し合いを中心として、団地化の取り組みを行う。
・多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持管理活動を継続する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	19 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	18 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため、地域内で検討を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地の賃貸借に関しては、農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

昭和36年に完了した経営体基盤育成整備事業により農用地のある程度の区画化は完了している。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内で多様な経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内の農業者の経営安定を図ることを第一とする。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

・多面的機能支払制度を活用し、農地の維持管理活動をおこなっている。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	丸岡町玄女 (玄女)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・地域の話し合いにおいて農用地の集約化の取り組みをすでにおこなっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻および大麦の栽培を中心とした農業を、認定農業者および集落営農組織が中心となって行う。
- ・土地利用作物の栽培にあたっては、集落の中の話し合いを中心として、団地化の取り組みを行う。
- ・多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持管理活動を継続する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	43 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	32 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の賃貸借に関しては、農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・昭和36年に完了した経営体基盤育成整備事業により農用地のある程度の区画化は完了している。 ・令和6年から9年まで用排水の整備を計画している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内で多様な経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内の農業者の経営安定を図ることを第一とする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

・多面的機能支払制度を活用し、農地の維持管理活動をおこなっている。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	丸岡町千田 (千田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・70歳以上で後継者未定の農業者の農地面積はなく、今後中心経営体引き受け意向のある農地面積が7.00haあり、担い手は十分に確保されているといえる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻および大麦の栽培を中心とした農業を、認定農業者および集落営農組織が中心となって行う。
・土地利用作物の栽培にあたっては、集落の中の話し合いを中心として、団地化の取り組みを行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	25 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	23 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の賃貸借に関しては、農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
昭和45年に完了した経営体基盤育成整備事業により農用地のある程度の区画化は完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内で多様な経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内の農業者の経営安定を図ることを第一とする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

0

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	丸岡町長畝 (長畝)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・70歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積(24.57ha)が、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積(14.50ha)を上回っており、現状では担い手は十分に確保されているといえず、新たな受け手の確保が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻および大麦の栽培を中心とした農業を、認定農業者が中心となって行う。
- ・土地利用作物の栽培にあたっては、集落の中の話し合いを中心として、団地化の取り組みを行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	70 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	64 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため、地域内で検討を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地の賃貸借に関しては、農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

昭和45年に完了した経営体基盤育成整備事業により農用地のある程度の区画化は完了している。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内で多様な経営体が農業を行っているが担い手が十分ではないため、の確保の取り組みと併せて、既存の担い手の農地の引き受け意向を確認しながら、経営体の確保を図る。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③スマート農業の導入に積極的に取組み、作業の効率化を図る。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	丸岡町女形谷 (女形谷)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・70歳以上で後継者未定の農業者の農地面積が3.70haあるが、今後中心経営体が引き受けきる意向のある農地面積が10.00haあり、担い手は確保されているといえる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻、大麦および飼料用米の栽培を中心とした農業を、認定農業者および集落営農組織が中心となって行う。
・土地利用作物の栽培にあたっては、集落の中の話し合いを中心として、団地化の取り組みを行う。
・多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持管理活動を継続する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	50 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	48 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の賃貸借に関しては、農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
昭和45年に完了した経営体基盤育成整備事業により農用地のある程度の区画化は完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内で多様な経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内の農業者の経営安定を図ることを第一とする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

・多面的機能支払制度を活用し、農地の維持管理活動をおこなっている。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	八ヶ郷 (八ヶ郷、赤坂、伏屋、与河、畑中、田屋、豊原、篠岡、曾々木、三本木)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・区域内における規模縮小意向のある農地面積は7.37haに対し、担い手が引受意向のある面積が9haとなっており、
現状で担い手は確保されているといえるが、鳥獣害などの懸念点も多いことから、将来に向けた検討は必要である

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻、大豆、そばの土地利用型作物の栽培を中心とした農業を、認定農業者、及び法人等が中心となって行う。
土地利用作物の栽培にあたっては、集落の中の話し合いを中心として、団地化の取り組みを行う。
多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持管理活動を継続する。
地域住民が主体となり、鳥獣害対策に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	112 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	98 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の賃貸借に関しては、農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
昭和45年に完了した土地改良事業によりある程度の大区画化は完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外の経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内外の農業者で連携を取りつつ、経営安定を図っていくこととする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣害対策は地域住民が主体となり、行政等と連携を取りながら対策に取り組む。
 ⑦ 多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持、保全、管理活動を継続する

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	丸岡町 (内田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

集落の水田の大部分は中心となる経営体に集積されており、今後も地域の農地を維持していく。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農地利用は、中心経営体である、認定農業者(法人)4経営体と集落営農組織1組合が担う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集団化を図るため、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の賃貸借に関しては、農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
昭和45年に完了した土地改良事業によりある程度の大区画化は完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内で多様な経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内の農業者の経営安定を図ることを第一とする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ① 水稻の生産においては、農業者全員がエコファーマーの認定を受け、減農薬・減化学肥料栽培による栽培を継続する。
- ③ 大区画化の農地を活用したスマート農業に取り組む
- ⑦ 農業者以外が農地に関わる機会を増やすため、多面的機能支払制度を活用した、地域住民による、農地の維持、保全、管理活動を継続する

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	丸岡町 (舁田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

集落の水田の大部分は中心となる経営体に集積されており、今後も地域の農地を維持していく。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農地利用は、中心経営体である、認定農業者(法人)2経営体と集落営農組織1組合が担う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集団化を図るため、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の賃貸借に関しては、農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
昭和45年に完了した土地改良事業によりある程度の大区画化は完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内で多様な経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内の農業者の経営安定を図ることを第一とする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ① 水稻の生産においては、農業者全員がエコファーマーの認定を受け、減農薬・減化学肥料栽培による栽培を継続する。
- ③ 大区画化の農地を活用したスマート農業に取り組む
- ⑦ 農業者以外が農地に関わる機会を増やすため、多面的機能支払制度を活用した、地域住民による、農地の維持、保全、管理活動を継続する

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	丸岡町小黑 (小黑)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

規模縮小などの意向がある農地面積が10.13haに対し、新規引受意向が2.35haであり、また後継者不在の農地面積が6.19ha存在することから、これらの受け皿となる経営体の育成、および集積が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻、大豆、そばの土地利用型作物の栽培を中心とした農業を、認定農業者、及び法人等が中心となって行う。
土地利用作物の栽培にあたっては、集落の中の話し合いを中心として、団地化の取り組みを行う。
多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持管理活動を継続する。
地域住民が主体となり、鳥獣害対策に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	73 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	67 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の賃貸借に関しては、農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
昭和45年に完了した土地改良事業によりある程度の大区画化は完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外の経営体が農業を行っているが、経営体は十分に確保されている状態とは言えない。このため、地域内外の農業者で連携を取りつつ、持続可能な営農環境の整備に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣害対策は地域住民が主体となり、行政等と連携を取りながら対策に取り組む。
 ⑦ 多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持、保全、管理活動を継続する

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	丸岡町 (乗兼)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

規模縮小などの意向がある農地面積が4.18ha、後継者不在の農地面積が3.5haに対し、受け皿となる担い手がないことから、担い手の育成および集積が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻の栽培を中心とした農業を、認定農業者および集落営農組織が中心となって行う。
- ・土地利用作物の栽培にあたっては、集落の中の話し合いを中心として、団地化の取り組みを行う。
- ・多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持管理活動を継続する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	18 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	17 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の賃貸借に関しては、農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
区画整理の完了が昭和34年であり、ある程度の区画化は完了しているものの、今後老朽化が想定されるため、整備について検討をしていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
0
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

・多面的機能支払制度を活用し、農地の維持管理活動をおこなっている。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	丸岡町堀水 (堀水)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・70歳以上で後継者未定の農業者の農地面積が1.35haあるが、今後中心経営体が引き受けきる意向のある農地面積が9.00haあり、担い手は確保されているといえる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻の栽培を中心とした農業を、認定農業者および集落営農組織が中心となって行う。
・土地利用作物の栽培にあたっては、集落の中の話し合いを中心として、団地化の取り組みを行う。
・多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持管理活動を継続する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	14 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	13 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の賃貸借に関しては、農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
昭和28年に完了した経営体基盤育成整備事業により農用地のある程度の区画化は完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内で多様な経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内の農業者の経営安定を図ることを第一とする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

・多面的機能支払制度を活用し、農地の維持管理活動をおこなっている。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	丸岡町里竹田 (里竹田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・70歳以上で後継者未定の農業者の農地面積が1.66haあるが、今後中心経営体が引き受けきる意向のある農地面積が8.00haあり、担い手は確保されているといえる。
- ・地域の話し合いにおいて農用地の集約化の取り組みをすでにおこなっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻および大麦の栽培を中心とした農業を、認定農業者が中心となって行う。
- ・土地利用作物の栽培にあたっては、集落の中の話し合いを中心として、団地化の取り組みを行う。
- ・多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持管理活動を継続する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	21 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	19 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため、地域内で検討を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地の賃貸借に関しては、農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

昭和34年に完了した経営体基盤育成整備事業により農用地のある程度の区画化は完了している。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内で複数の経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内の農業者の経営安定を図ることを第一とする。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

・多面的機能支払制度を活用し、農地の維持管理活動をおこなっている。